

# 南丹市成年後見制度利用支援事業 の一部を変更します

令和7年4月1日以降の審判確定日から次のとおり南丹市成年後見制度利用支援事業の一部を変更します。新様式は南丹市ホームページに掲載していますので、4月1日からご使用ください。

## 1. 助成対象者

【変更前】

1. 生活保護法による被保護者である者
2. 当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を対象者負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
3. その他当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

【変更後】

1. 生活保護法による被保護者である者であって、別表の要件を満たす者
2. 市民税非課税世帯の世帯員であって、別表の要件を満たす者
3. その他当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

別表

- (1) 預貯金等(生命保険を除く。以下同じ。)の額が、単身世帯で40万円(世帯員が1人増えるごとに30万円を加算した額)以下であること。ただし、預貯金等から成年後見人等の報酬を控除した場合において預貯金等の額が上記基準を下回る場合を含む。 他
- (2) 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

## 2. 助成額

【変更前】

在宅では月額28,000円、施設・病院などに入所・入院では月額18,000円を上限とし、裁判所が審判した額。

【変更後】

在宅では月額28,000円、施設・病院などに入所・入院では月額18,000円を上限とし、裁判所が審判した額。

ただし、別表第1号ただし書の規定を適用する場合の助成額は、預貯金等から上限の範囲内で算定した額を控除した額と40万円(世帯員が1人増えるごとに30万円を加算した額)との差額とする。

## 3. 様式 ※ホームページに掲載しています。

《問い合わせ先》

南丹市権利擁護・成年後見センター（南丹市福祉相談課内）

☎ 0771-68-0023